

豊後・岡藩「咎近例」に見られる 特殊用語「責用人場」についての考察

長谷川 富美子

一、はじめに

「咎近例」は豊後・岡藩の犯罪判例の抜粋記録である。収められた事例は文化十年九月（一八一三）から嘉永四年三月（一八一六）までの、総計四〇三件である。表紙には「深田忠慶」の名が記されていることから、岡藩郡尹補であった深田忠慶（明治三一没）が書写したものと思われる。なお、この「咎近例」の原本となつた岡藩の記録集の所在は現在のところ不明であつて、散佚した可能性が高い。「咎近例」は筆者も参加している三重町立図書館「古文書を読む会」^(一)によつて解読され、刊行されている。

ところで、「咎近例」の中に極めて珍しい語彙「責用人場」、「責用稼」およびその類語が使用されているが、これらの語は筆者が調べた限りの辞書、古文書に関する文献、近世史の研究論文等にはこの用例が見当たらず、また豊後・府内藩文書にも認めることが出来なかつた。⁽²⁾⁽¹⁵⁾現在のところ、この語に関しては大分県内の近世史研究者、郷土史家も明確にはしていない。従つて「咎近例」も確定的な解読が為されぬままに今日に至っている。本論では、特殊用語である「責用人場」等について、可能な限り考察を試みた。

二、「咎近例」における「責用」及び類語の使用例

「咎近例」にみられる「責用」を用いた語には「責用人場」、「責用稼」があり、それに関連した語として「無人場」がある。これらを使用した判例文の解説筆写とそれらの事例の概要を次に記す。

「責用人場」の使用例

事例イ

数七日

一 質屋入ノ上大庄屋

元阿志野組白木村

利兵衛下人被下 形ニ而立帰り

利三太

右之者、同村唐左衛門女房卜引合、去ル申年一同致ニ出奔一候処、去々

子年、藤北組藤北村江他所者と偽り、責用人場ニ相加り、農稼ニ相

掛り居候趣ニ付、阿志野組江藤北組役人江掛合引返候旨、然ニ其方

儀ハ女房有之身分、唐左衛門女房召列致ニ出奔一、不行跡之振舞

夫而已ならず、御領内ニ立帰り罷在候段、不埒至極之ものニ付

天保十三寅年三月六日如斯

【概要】唐左衛門の女房と出奔した利三太が、他所者と偽って「責用人場」に加わり、「農稼」（＝農業労務）をしたという罪で「質屋入」の上、下人身分の刑に処せられた。なお、文中「御家人」を派遣とあるが、単に岡藩の役人を指すものと思われる。

事例口

数七日

一 老人牢入之上

同村唐左衛門

小庄屋五郎左衛門下人被下

同断

女房

右之者儀、同村利三太ニ引合、去ル申年一同致ニ出奔ニ候処、一昨

年来、藤北組藤北村江他所者と偽り、利三太一同責用

人場江相加り居候処、夫有之身分不行跡相働、剩御領内

江立帰リ罷在候段、不埒之至ニ付、同日如斯

【概要】事例(イ)で利三太と出奔した唐左衛門の女房が同じく「責用人場」に加わり、その後領内に戻った罪により「老人牢入」の上、下人身分の刑に処せられた。

事例ハ

竹島組竹嶋村

一 盗賊取逃し

茂三郎

同村責用人場

民助

同村清五郎盗賊相働候段、及ニ露頭一取押郷蔵江召籠

其方共兩人番人ニ付置候処、清五郎郷蔵を破り

逃去候次第、不埒之至ニ付、質屋入申付置、及ニ御僉儀一候処

不審之筋も不二相聞^ニ付、格別之御有免^ヲ以右質

屋入指免し、農業外禁足申付候、天保十五辰年十一月如斯

一 追

右同断 同組大庄屋

足立蔦五郎

只今承り候通大切之囚人^ニ付、嚴重^ニ番等可^ニ申付一候処、不

成儀郷藏^江入置候旁、右躰^ニ成行斯候段、心得方油断

事起り、追而旁村中多分之人夫責不^レ輕、迷惑^ヲ掛

候段役前不束之至^ニ付、同日如斯

【概要】村の「責用人場」に所属する民助が盜賊を取り逃がした罪で「質屋入」の処罰を受けた。また監督責任を問われて大庄屋が処分された。

事例ニ

一 質屋入之上

有氏組有氏村居住責用人場

過料銀札三拾匁出納 鶴打候

休兵衛

右ハ鶴打候^ニ付

【概要】村の「責用人場」の休兵衛が、鶴を打った罪で「質屋入」の上、罰金を科せられた。

事例ホ

一 叱 他所者下女^ニ召置制度 飛田組平村小庄屋

右之者、下女先月廿九日木原祭礼之祝、日傘致^二持參^一候趣、相聞

候^ニ付及^ニ取調^一候処、右之女ハ延岡領植田村之者^ニ而、一兩年母並娘

兩人近在所江責用稼致候^ニ付、当年相雇置候処、国元入場^ニ而

宗門改之御ハ罷歸り候故、責用人場^ニも不^ニ相加^一召置候段、手

形克申出候処、假令責用人場江不^ニ相加^一候共、相雇召置候ハ、

御制度之品持參之儀ハ、屹度可^ニ申付^一候、平日示方忽故之儀

右躰之次第^ニ及^ニひ、不束之至^ニ付、天保十亥年七月如斯

【概要】祭礼の日に、禁止されている日傘を差していた母娘を取り調べたところ、延岡領の出身で「責用人場」に加わらずに「責用稼」をし、小庄屋・頭五郎が下女として雇っていたことが露見したため、小庄屋・頭五郎が「叱」処分を受けた。ここでは母娘は「国元入場」にて宗門改めを受けていることが記されている。

事例へ

元肥後領南関手永吉地村

当時北尾鶴組深迫村責用

色情入組

入場

栄 八

其方儀、去月朔日深迫村平左衛門子惣次郎を争論

之上、理不尽^ニ火吹竹^ヲ以致^ニ打擲^一、怪我為^レ致候趣相聞

候^ニ付、御家人指向乃^ニ取調^一候処、其方女房と惣次郎儀、色

情引合罷在候趣ニ承り、相憤り右躰之時宜ニ指及候段

手形克申立候得共、其節指口候義ニも無之、兼而掛合方可レ有レ之、猶

役人共ニ申出、裁断を受可レ申答之処、自身憤之俣我

雜狼籍之致方ニ而為レ致ニ怪我一候ニ付、召捕質屋入申付

置候、然ニ此上屹度可ニ申付一候得共、格別之以ニ御宥免一ヲ不口

其沙汰、質屋入御免之上追立申付候間、重而領内

江入込申問敷候也 弘化三年八月十四日如斯

日数九日振ニ免し

北尾鶴組深迫村平左衛門子

一 禁足

同断

惣次郎

其方儀、同村責用人場栄八女房と色情引合有レ之

由ニ而争論之上、栄人ノ打擲ニ逢候趣相聞候ニ付、御家人

指向乃ニ取調一候処、引合之覚無レ之旨、手形克申出候得共、合形之

者も有之、身分潔白とも不ニ相聞一、御厄害引起候段

不埒至極ニ付、禁足申付候、屹度相慎可罷在候

【概要】肥後領の村出身で現在「責用人場」の栄八が、自分の女房と不倫をした惣次郎に暴行を加え「質屋入」の刑を受けたが、その後領内からの追放に減刑された。

「責用稼」の使用例

事例ホ(前出)

事例ナ

日数

掛仲間当所ニ而

柴山組柴山村

一 手錠人

出奔

梶右衛門

掛奉公人組柄致ニ不足一候ニ付、奉公罷出候様組役人ノ申渡候得バ

切増銀札願出候ニ付、願之通貸渡、当二月二日ノ中川熊之助

江相渡候処、同七日ノ在所伯父相果候と偽り屋敷を立出、白

杵領野津市江罷越、費用稼致し罷在候ニ付、引戻シ置候

と申出候処、切増銀前割等迄受取、奉公ニ罷出心俣相働、組

村江掛ニ迷惑一、不埒之至ニ付、天保十一子年三月廿四日如斯

【概要】村の義務としての夫役に従事していた掛仲間梶右衛門が、伯父が死亡したと詐って「費用稼」をしたために、「手錠入」の刑を受けた。

「無人場」の使用例

事例ト

日数右同断

同村

一 村中外禁足

同断

平左衛門

其方儀、無人場之者ヲ出店江数人召置、其上前件之通

子惣次郎、色情引合之儀ハ薄々乍承り、教戒不行届

旁以、右様御厄害引起、不埒之至ニ付、村中外禁足

申付候間、屹度相慎可二罷在一候也、同日

【概要】事例（へ）に関連して、不倫した惣次郎の親平左衛門が、監督不行届と「無人場」の者数名を店に雇ったという罪で、「禁足」処分を受けた。

三、これらの用例から判明すること

「責用人場」は場所乃至所属として記されており「事例ハ、ニ、ヘ」、「無人場」は「責用人場」と同等に用いられている。「事例ト」ことがわかる。また「責用人場」に属するには一定の基準があり、基本的には他領から来た所謂他所者で構成される。「事例ヘ」、他所者はそこに所属することが義務づけられていた「事例ホ」と思われる。一方村民は駆け落ちなど特殊な場合に身分を偽ってしか入り込めなかった「事例イ」。さらに「責用人場」の住人には妻帯者がいること「事例ヘ」から、家族を構成していたことも明らかである。また「責用人場」の住民にも宗門改の人別があり「事例ホ」、法令違反者が処罰されている。「事例ハ、ニ」ことから、藩支配機構の制御下にあったとみられる。

「責用稼」が「責用人場」に所属する者にのみ許されていたことは、所属しない者が従事すると処罰の対象となっている。「事例チ」ことから伺える。「答近例」に見られる「責用稼」には「農稼」「事例イ」の他「牢番」「事例ハ」などがある。「責用人場」、「無人場」の者を雇った者が処罰されている「事例ホ、ト」ことから、個人との雇用契約には制限があつたものと考えられるが確定的な結論には到っていない。

以上のことから、「責用人場」とは所謂他領からの逃散者（走り者）や、欠落人を差別的統治のもとで、各種の労務に従事させるため藩が準備した「場所」であつたと考えられる。江戸時代後半になると九州各地で困窮した農民の一揆や逃散が頻発し、岡藩に隣接する肥後藩や延岡藩に於いても多くの逃散が知られている。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾これらの逃亡者は一旦人別から脱落するため非人として処理された。江戸の場合は非人頭の支配する非人の組織に属することを強制された。非人の中には各種の芸能や工芸に携わ

る者もいたが、殆どは「非人寄場」に集められて、仕置き(処刑)や牢番など牢屋敷の管理、囚人の護送、川不浄物改め(溺死者の始末)などの仕事をさせられた。⁽¹⁹⁾

地方の例の一つとして、和泉国においては拷問、断罪人足など仕置下役は被差別民が動員されている。⁽²⁰⁾ 今回の事例ハも「責用人場」の者が牢番をしていることに注目したい。このことから、「責用人場」がドロップアウトした者達の居住地域であることが推察される。「無人場」を「無レ人」人、すなわち非人のいる「場」であるから、「責用人場」と同意と解釈出来る。

四、「責用」の由来

前述のように「責用人場」、「責用稼」はかなり特異な用語と考えられる。「場」には「場所」の他に「株」に類似した特定の利害にかかわる範囲(例えば旦那場、得意場、勸進場など)を示す意味があるが⁽¹⁵⁾⁽¹⁹⁾「責用人場」は事例ハ、ニ、へから推察すれば、「責用人」がいる「場所」とみることが出来る。

次に「責用人」の意味についての三仮説を提起したい。

(1) 「日用人」の誤記説

「責用人」とその行方「責用稼」のアナロジーで想起されるのは「日雇人」と「日雇稼」であろう。「責用稼」には農作業など日雇労働が含まれており、「日雇」は「日傭」とも「日用」とも書かれる。⁽¹⁵⁾「日用」が同音の「費用」と誤記され、さらに転写の段階で「費」が「責」になつてしまった可能性も考えられる。即ち「責用人」は「日用人」||日雇人を語源とする仮説である。しかし、「谷近例」の「ヒ用人」の全てに誤記を繰り返すと判断するのは、やや無理があらう。

(2) 苦力説

中国の最下層民の肉体労働者を苦力(クーリ)と呼ぶが、「責用人」もまた、自らの肉体を「責め」励まして働かねばならぬ

かった下層民であったことからこの仮説を立てた。しかしこの類の言葉は残りやすいと思われるにもかかわらず、筆者が知る限り現在の大分方言にはその痕跡を持つ言語は見い出せなかった。

(3) 拷問役説

前述のように非人が取り調べの際に拷問の「責め」役に携わったことから「責用人」と呼ばれたのではないか、また彼らの住む区域を人々は蔑視を込めて「責用人場」と呼んだと推測するのがこの説である。

以上のように、「責用」の語源についてはいくつかの可能性が指摘できるが、現時点では確実な結論は得られなかった。また「責用人場」に関しても、実際の地理的位置は不明である。しかし「責用人」、「責用人場」などの語が、被差別民歴史研究の鍵となる語である可能性は高い。今後岡藩や他の藩の古文書等から「責用人場」に関する資料が発見され、これらの語の解明が進むことを期待したい。

註

(1) 芦刈政治(監修)三重町立図書館「古文書を読む会『谷近例』(上、下)三重町立図書館(一九九九年、二〇〇一年)

(2) 浅倉 繁『被差別部落の源流』静山社(一九八六年)

(3) 網野善彦『日本中世の民衆像』岩波新書(一九八〇年、一九九二年再版)

(4) 網野善彦『日本社会の歴史』(上、中、下)岩波新書(一九九八、一九九九年)

(5) 斎藤洋一・大石慎三郎『貧農史観を見直す』講談社現代新書(一九九五年)

(6) 斎藤洋一・大石慎三郎『身分差別社会の真実』講談社現代新書(一九九五年)

(7) 高橋貞樹『被差別部落一千年史』岩波文庫(一九二四年・一九九二再版)

(8) 竹田市史編集委員会『竹田市史(中巻)』竹田市史刊行会(一九八四年)

- (9) 田中圭一 『百姓の江戸時代』ちくま新書(二〇〇〇年)
- (10) 中川 清(編) 『明治東京下層生活誌』岩波文庫(一九九四年)
- (11) 成松佐恵子 『庄屋日記にみる江戸の世相と暮らし』ミネルヴァ書房(一九九九年)
- (12) 峯岸賢太郎 『近世被差別民史の研究』校倉書房(一九九六年)
- (13) 宮本常一 『絵巻物に見る日本庶民生活誌』中公新書(一九八一年・一九九六年再版)
- (14) 宮本常一 『忘れられた日本人』岩波文庫(一九八四年)
- (15) 参照した辞書、辞典類は次に掲げる。
- 大久保忠国・木下和子(編) 『江戸語辞典』東京堂出版(一九九一年)
- 小林 茂・芳賀 登・三浦圭一、森 杉夫・脇田 修 『部落史用語辞典』柏書房(一九八五年)
- 中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義(編) 『角川 古語大辞典(全五巻)』角川書店(一九九九年)
- 日本大辞典刊行会 『日本国語大辞典(全二〇巻)』小学館(一九七六年)
- 林 英夫 『古文書大字典』柏書房(一九九九年)
- 部落解放・人権研究所(編) 『部落問題・人権事典』解放出版(二〇〇一年)
- (16) 宮崎克則 『大名権力と走り者の研究』校倉書房(一九九五年)
- (17) 藤野 保(編) 『九州と一揆』(九州近世史研究叢書九)国書刊行会(一九八五年)
- (18) 坂上康俊・長津宗重・福島金治・大賀郁夫・西川誠 『宮崎県の歴史』山川出版社(一九九九年)
- (19) 塚田 孝 『近世身分制と周縁社会』東京大学出版会(一九九七年)
- (20) 藤本清二郎 『近世賤民制と地域社会』清文堂出版(一九九七年)

(大分郡挾間町医大ヶ丘二一) 医大宿舍六一〇六)